

コロナ後の経済社会の再設計（Redesign）に向けた
「農林水産省×環境省」の連携強化に関する合意

令和2年10月23日
農林水産省
環境省

総論

1. 農林水産業は、生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退といった課題に加え、コロナ危機と気候危機の2つの危機に直面している。また、気候変動問題や海洋プラスチック問題を含むSDGsへの対応や、自然資源を活かした観光振興等の魅力あふれる国土・地域づくりを進めていくためには、農林水産政策と環境政策との緊密な連携が不可欠である。

こうした中で、農林水産省は、農林水産業及び食品産業を環境も経済も向上させる環境創造型産業へ進化させることを目指し、農業生産のグリーン化やスマート農業の促進に取り組むとともに、今後、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の確保をイノベーションで実現するため、「みどりの食料システム戦略」（仮称）を策定していくこととしている。一方、環境省は、地域資源を活かした自立・分散型社会である「地域循環共生圏」の創造に取り組んでいる。

これらを更に発展させるため、農林水産省と環境省は、一層の連携強化を図っていく。

脱炭素社会への移行

2. 地域の活性化と農林水産業における2050年CO2ゼロエミッション達成を目指し、農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進を含む食とエネルギーの地産地消、省エネの取組、バイオマスエネルギーの利用促進、農地土壌への炭素貯留の促進、ブルーカーボンの吸収源としての可能性の検討等について連携協力する。

3. 環境省は、環境省庁舎における2030年までの再生可能エネルギー100%（RE100）達成を目指して電力調達に取り組んでいるが、RE100アンバサダーとして、更にRE100の取組拡大を図る。農林水産省は、環境省における経験・ノウハウの提供を受けつつ、農林水産省庁舎のRE100の実現に向け取り組む。

4. 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、木材利用・調達情報を相互に共有しつつ、庁舎の木造化や木製品の利用などによる木材利用に率先して取り組む。

循環経済への移行

5. 生産から廃棄に至るフードサプライチェーンに関連する循環経済の取組として、食品ロスの削減、プラスチック資源循環等を推進する。
6. 海洋プラスチックごみ問題の解決に向けて、漁業者と地方自治体が協力し、漁業操業時に回収した海洋ごみを持ち帰り処分する取組を連携して推進する。
7. 気候変動による海洋環境の変動等も踏まえ、栄養塩類の管理や藻場・干潟の保全・創造等、水環境の保全や水産資源の持続的利用のための取組を推進する。
8. 両省は、消費者庁の協力も得て、食や農林水産物の持続可能な消費の拡大に向けた「あふの環（わ）2030プロジェクト」の取組を推進する。

分散型社会への移行

9. 国立公園、温泉地等や農山漁村地域において、連携してそれぞれの特性を活かしたワーケーション等を推進することにより、新しい日常における国民の保健休養と地域経済の活性化に取り組む。
10. 国立公園と国有林が重なる地域における優れた自然の保護と利用について、これまでの連携を基礎にして、重点事業や地域を特定し取組を推進する。
11. 湿地等の再生や森林整備・保全などの生態系を活用した防災・減災や農地の多面的機能の発揮に向けた取組を推進する。
12. 野生鳥獣の広域的な管理を含む適正な個体数管理の推進、農山漁村等での鳥獣被害の軽減、人材育成、多様な主体の参画等の取組を進める。

国際交渉における連携

13. 国際的に環境と農林水産業が一体的に議論される機会の増加に鑑み、地球環境の保全を図るとともに、我が国の利益が最大限反映されるよう、来年開催予定の気候変動COP26や生物多様性COP15等において連携して交渉に臨む。

その他

14. このほか両省は、働き方改革や広報戦略で連携を進めていく。

[以上]